

沼田市獣害防止柵補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業者が有害獣による農作物への被害を防止する対策を講じた場合、予算の範囲内で経費の一部について沼田市獣害防止柵補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 交付の対象者となるのは、資材購入及び申請時において沼田市内に住所かつ農地を有し、獣害対策を実施する営農意欲のある農業者及び団体とする。

（補助対象事業費）

第3条 補助対象事業費は、次の各号に掲げる有害獣から農作物被害を防止するため、補助金の交付を受けたことのない農地の対策に要する資材購入費とする。

（1）ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン

（2）市長が必要と認めた有害獣

（補助金額）

第4条 補助金の額は、防止柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の2分の1以内（算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、限度額については次の表のとおりとする。

第4条の2 小規模農村整備事業（県民参加型）については、年度内に施工可能な資材の購入に要する費用を補助するものとする。

種 類	申 請 区 分	限 度 額
沼田市獣害防止柵 補助金	・ 2世帯以上で構成する団体で連続するほ場に防止柵を設置	10万円
	・ 1世帯で防止柵を設置	5万円
小規模農村整備事業 （県民参加型）	・ 事業に際し、規約を定めた団体等が防止柵を設置 ・ 沼田市獣害防止柵補助金により補助を受けた地区について、 小規模農村整備事業での整備を検討する際には別途協議を要する。 ・ 個々の農地を囲うものは対象外とする。 ・ 小規模農村整備事業により補助を受ける際には、本要綱の 各条に示す様式の提出を要する。	年度内で施工完了 な数量（金額）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資材購入日から1年以内に獣害防止柵補助金交付申請書兼購入報告書（別記様式第1号）に位置図、防止柵資材費の領収書及び設置状況写真を添付して市長に提出しなければならない。ただし、小規模農村整備事業（県民参加型）については、事業実施前に申請書（様式第3号）、事業実施計画書（様式第4号）、団体規約及び構成員一覧を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の可否を決定し、沼田市獣害防止柵補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）、小規模農村整備事業（県民参加型）については、補助金交付指令書（様式5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者に対して、速やかに当該申請に係る補助金を交付するものとする。

第7条の2 小規模農村整備事業（県民参加型）について、交付決定を受けた団体は、施工後、実績報告書（様式第6号）及び補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める補助金交付請求書の提出を受けた場合、事業内容を検査の上、交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）その他市長が不適當であると認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 6 年 12 月 1 日から施行する。